平成２４年（フ）第７０号
栃木県栃木市日ノ出町20番地２
破産者　有限会社ボディーショップ高野
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２２５号
千葉県八千代市萱田町613番地25　アルカンシエルＳ103
破産者　竹本　健治
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２８号
千葉市中央区登戸１丁目13番地22シティファイブＡ棟
破産者　株式会社Ｃ．Ｉ　Ｅｌｅｇａｎｔｅ
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２９号
千葉県いすみ市岬町押日3546番地19　Ｃ棟
破産者　村上　大輔
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４７１号
千葉県市原市市原165番地　グリーンビレッジいちはら101号
破産者　高橋三七子
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４７号
神奈川県藤沢市藤沢917番地１ハマハイツ藤沢ビル
破産者　富建工業株式会社
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０３号
横浜市都筑区池辺町3254番地
破産者　有限会社東和美装
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３号
福井市寺前町第１号２番地の22
破産者　有限会社奥野屋
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字太郎右エ山67番地１
破産者　有限会社ユニオンテクノ
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９２号
名古屋市昭和区塩付通４丁目19番地
破産者　株式会社ドリームピバ
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２号
大阪府泉大津市松之浜町１丁目16番28号
破産者　株式会社東洋舎
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０５２号
神戸市中央区栄町通２丁目２番８号
破産者　神戸クリーン建設株式会社
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３号
神戸市須磨区常盤町１－１－20、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区千歳町４丁目１番２号
破産者　株式会社横綱
１　決定年月日　平成24年９月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
北海道旭川市春光台二条３丁目５番11号
破産者　株式会社サンハートフーズ北海道
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
宮城県柴田郡大河原町字西桜町10番地の５
破産者　株式会社庄司電装
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３２７号
群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉2491番地１
破産者　池田鉄工株式会社
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４２６号
東京都八王子市椚田町173番地
破産者　中島　寿夫
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２７号
東京都八王子市椚田町173番地
破産者　中島　恵子
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４１号
東京都東村山市廻田町４丁目15番地７グリーンハイツ101
破産者　星野　明美
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０９号
東京都八王子市楢原町578番地９
破産者　久島　　明
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１０号
東京都八王子市楢原町578番地９
破産者　久島　奈美
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６１８号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１－２号棟412号、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区鶴屋町３丁目33番地14
破産者　明友住販株式会社
１　決定年月日　平成24年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部